

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 16 年 6 月 2 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 4 時 00 分

第 2 開催場所

和歌山家庭裁判所第 1 会議室 (3 階)

第 3 出席者

(委員)

井越登茂子, 板谷充, 植木彰, 大谷正治, 奥山豪, 樫畑友洋, 金原徹雄, 辻本昭子, 長井百合子, 永野基綱, 伴正信, 古川高生, 前田徳男, 松原敏美, 宮崎渉, 向口睦美, 村畑寿雄, 吉益文夫 (五十音順, 敬称略)

(説明者)

市村首席家庭裁判所調査官, 千葉首席書記官, 上中次席家庭裁判所調査官

(事務局)

西野事務局長, 柏木事務局次長, 安井総務課長, 山崎総務課課長補佐

第 4 議事 (発言者 / 委員長, 委員, 説明者)

1 所長あいさつ

2 各委員の紹介

3 委員長の選任

互選により大谷委員が委員長に選任された。

4 意見交換

(1) 人事訴訟事件移管後の当家庭裁判所における状況等について

和歌山家庭裁判所における人事訴訟事件の現状についての説明及び意見交換

説明の概要は以下のとおり

本年4月1日付けの家庭裁判所への人事訴訟事件移管後，5月28日現在の人事訴訟事件の新受件数は，本庁が10件，田辺支部が2件，新宮支部が1件，御坊支部が0件となっており，これまでの地方裁判所の新受件数からして，予測された範囲内の件数である。現在のところ，参与員を関与させる旨の決定がなされた事件及び家裁調査官に事実の調査を命じた事件はないが，参与員の関与については，原則として人証調べの段階を想定していることから，今後は関与決定がなされる事件が出てくるものと思われる。事件の審理は，本庁においては通常法廷を利用する日は週1日だが，それ以外に新たに改装されたラウンドテーブル法廷も利用することとなる。

意見交換の概要は以下のとおり

ラウンドテーブル法廷とはどういう法廷か，どういうときに利用するのか教えていただきたい。

通常法廷にある法壇のような段差を設けず，訴訟関係人が円卓の席について，手続を進めていくように造られた法廷である。当裁判所では，従前，家事審判事件専用に使っていた家事審判廷を改装したものであるが，変わった点は，従前非公開用に造られていたのを，傍聴席を備え付け，公開法廷としても使えるようになったことである。

人訴移管後，家裁調査官に対する調査命令はどのような基準で出されるのか教えていただきたい。

裁判官の審理方針によるのでいろいろな考え方があると思われるが，家裁調査官の関与は，その専門性から，主に子の親権の帰趨に関する問題やそれに付随する事項が中心になるとと思われる。逆に，財産関係については当事者の主張を基礎として審理されることから，家裁調査官を関与させるケースは少ないと考えられる。訴訟の進行具合にもよるが，基本的には，家裁調査官の調査は，当事者の主張を待ち，人事訴訟における争点整理が終了した段階か，あるいは証拠調べが終了した段階になるとと思われる。

(2) 少年保護事件について

(ビデオ上映)

「少年審判～少年の健全な育成のために～」



ア 被害者等への配慮をどのように行っていけばよいか。

少年法改正（平成13年4月施行）により被害者への配慮の充実が図られたことに関する制度的趣旨・内容及び運用の実情等について説明並びに意見交換

説明の概要は以下のとおり

少年法は、第2次大戦後の法改革の一つとして昭和23年に全面改正されたが、これにより、少年審判は行政機関ではなく家庭裁判所が行うものとされ、保護処分の決定は家庭裁判所が行い、その執行は行政機関が行うという形で処分の決定と執行が分離されることになった。近年、凶悪な少年事件が頻発したことや少年審判手続上の不備が指摘されることも多くなったことを受けて、平成13年4月に現在の少年法に改正されたが、被害者への配慮を充実させることも改正点の一つとされた。改正の背景としては、それまでの少年法が非行を犯した少年及び非行を犯すおそれのある少年の成長発達を援助することに主眼をおいていたことに対して、被害者側から強い不満が出されていたことを指摘することができる。

被害者の配慮に関する改正点は、事件記録の閲覧及び謄写、被害者からの意見の聴取、審判結果等の通知の3点である。

については、被害者等の閲覧、謄写に関する地位を法律上明確化し、被害者等の申出により、審判の係属中も含め、一定の範囲で非行事実に係る事件記録の閲覧、謄写をさせることができるものとされた。

については、被害者等の申出により、裁判官又は家裁調査官が、被害に

関する身上その他事件に関する意見を聴取する制度が導入された。これにより、審判に対する国民の信頼を一層確保し、少年に被害者等の心情や意見を認識させて、反省を深め、少年の更生を助けることが期待されている。

については、少年法の目的である少年の健全育成の観点を踏まえつつ、事件の内容や処分結果を知りたいという被害者等の要望に一定の配慮が必要であるとの観点から設けられた制度である。



（和歌山家裁における運用の実情）

統計面から説明すると、閲覧、謄写の対象となる記録の範囲は、非行事実に関する記録に限られている。代表例としては、少年や共犯者、被害者等の供述調書、実況見分調書等がある。事件記録の閲覧、謄写が認められた件数は、全国では1074件、和歌山では15件となっている。

被害者等からの意見の聴取については、全国では300件あり、そのうち裁判官が審判期日に聴取したのが19件、審判期日外で聴取したのが142件、家裁調査官が聴取したのが139件となっている。和歌山では9件あり、そのうち裁判官が審判期日に聴取したのが2件、審判期日外で聴取したのが7件あり、家裁調査官が聴取した事例はない。

被害者等に対する審判結果等の通知については、全国では1266件、和歌山では31件となっている。

なお、上記件数はいずれも平成13年から平成15年までの3年間のものである。

具体的な事例として、被害者等からの意見聴取に関して4例説明する。

1例目は傷害事件（19歳の男子少年が自分の恋人にちょっかいを出したとして18歳の被害者に怪我させたもの）で、被害者側の弁護士の申出によ

り、被害者、両親が審判の1週間前に当庁で意見を述べた。被害者は「加害者は反省していない」、「後遺症が今も残っている」、「恐怖感が拭いきれず精神的に傷ついている」、両親は「損害賠償が不十分である」、「誠意がない」、「加害者は、自分の子が先に手を出した出したから殴ったと言っているがそんなことはない」等と述べている。

2例目は業務上過失致死事件（19歳の少年が車を運転してスピードを出し過ぎ、12歳の同乗者を死亡させたもの）で、担当調査官が遺族調査を実施した中で意見聴取制度を説明したところ、申出があり、審判の前日に両親が当庁で意見を述べた。「無念という気持ち強い」、「子を失った親の気持ちを少年は理解しているのか」、「少年の今後の人生は、私らの子供の死亡という犠牲の上に成り立っているということを生涯忘れないで貰いたいし、そのために何らかの形をして貰いたいし、そういうことに気づいてほしい。それが償いです」等、将来ある子を失った親の無念さがほとぼしる意見が述べられた。翌日の審判では、裁判官や家裁調査官がこうした両親の気持ちを少年に伝え、反省を促した。

3例目は傷害等事件（少年ら5名が17歳の被害者に4週間程度の傷害を負わせたもの）で、担当調査官が被害者調査をする中で意見聴取制度を説明したところ、申出があり、被害者とその母親が意見を述べた。被害者は「仕返しをされないかと怖い思いをしている」等、母親は「少年らの行動は許せないが、親ももっと自分の子を監督してほしい」、「厳しい処分をし、罪を償って社会人として更生してほしい」等と述べた。担当調査官は、「少年の事件への考え方が甘い、重大な事件を起こしたのだということを伝え、反省させたい」との目的から被害者調査を行ったが、被害者の生の声を聞き、被害者の心情をきちんと伝えたことが少年の内省に役立ったとしている。

4例目は業務上過失致死等事件（18歳の少年が無免許運転して道路を横断中の60歳の女性をはねて死亡させ、逃走したもの）で、担当調査官が「少

年に事件の重さを知らせたい、遺族の心情を伝えたい」、「被害弁償の経緯を知りたい」との目的から遺族調査を実施する中で聴取制度を説明したところ申出があり、被害者の夫は「逃げたことが許されない」、「殺人と同じだ」等の激しい怒りと厳しい処分への意見が出た。

被害者等の意見や心情に注意深く耳を傾けると、被害者等が単純に加害少年に対する厳罰だけを望んでいないことがわかる。なぜ、最愛の家族が被害に遭わなければならなかったのか、加害少年は自分の行為をどう受け止め、どう責任を果たそうとしているのか、遺族の孤独や怒りをどこで受け止めてもらえるのか等々、様々な思いを抱えている。こうした被害者の心情に配慮して、その立場を尊重することが少年に被害者の心情や意見を認識させることにつながり、結果として、少年の反省を深め、その更生に資することになると考える。

記録の閲覧、謄写の申出では、治療費請求のため、事件内容を知りたい、被害状況と過失割合の確認のため等の理由が多い。

なお、家裁調査官が被害者調査を実施する際には、意見聴取、記録閲覧謄写、審判結果等通知の諸制度の説明を行っている。

意見交換の概要は以下のとおり

ビデオでは、裁判官による被害者からの意見聴取を審判廷で行っていたが、実際に裁判官が被害者から意見聴取をするときには、審判廷で行われることが多いのか。また、統計上、和歌山の意見聴取の数は全国的に見ても多いように思うが、そういう制度が活用されるために、和歌山として何か工夫していることはあるのか。

意見聴取の方法としては、規定上は裁判官が聴取する場合と家裁調査官が行う場合があり、裁判官が行う場合は基本的には審判廷で行われることになる。ただ、審判廷で聴取する方法として、審判期日に行うか、つまり少年を同席させて行うのか、あるいは、審判期日とは別に行うかという両方の考え

方があるが、和歌山では、別々に行っているのが現状であると認識している。

和歌山独自の工夫かどうかはわからないが、家裁調査官の被害者調査の際には制度の説明はしており、先ほど紹介した4例のうちの3例は家裁調査官から説明を聞いたことが契機となっている。

家族の立場や名誉を守りたい、そのために言いたい、という気持ちがあるのは当然のことだと考える。その中での裁判所の活動に期待している。

和歌山の場合は、家裁調査官が説明するなど工夫されているようだが、被害者やその家族に説明する制度的なものはあるのか。

最高裁のパンフレットがある程度で、説明のための特段の制度は設けられていない。ただ、重大な事案については、被害者調査を先行させることが多いので、その際に家裁調査官から説明がなされることが多いと思われる。

警察での捜査の段階では被害者とも接触する機会も多いことから、まず被害者側からの制度に関する質問の矢面に立つのは警察官ではないかと思うが、裁判所から警察にパンフレットを配布するなどしているのか。

各警察署ごとにはしていないが、県警本部には一定数を配布している。

弁護士会のほうでは、何か工夫をされているのか。

弁護士会では、裁判所から配布されたパンフレットを備え付けて来訪した被害者に見てもらえるようにしているほか、犯罪被害者のための支援委員会を設置し、法律扶助協会とタイアップした形で、支援態勢を今年度中に確立することを検討している。

今までは、被害者に対する手当がなされていなかったように思う。「酒鬼薔薇」の事件では、加害者とその家族のプライバシーばかりが問題となったが、今の話を聞いて安心した。これからも被害者の立場を重要視した活動を裁判所にお願いしたい。

保護観察所では、どういう取組をされているのか。

更生保護の関係で、主に成人についてであるが、仮釈放の時期を被害者に

通知している。少年については、社会復帰の障害になりかねないという点で難しい問題がある。先ほど話が出た「酒鬼薔薇」の件では、事件の特殊性を考慮して仮退院の事実を公表したようである。現在の一般的な取組としては、まず少年院において、本人に対する処遇の一環として贖罪を位置付け、きちんと指導しようという動きが出ている。それを受けて、少年が退院してきたときには保護観察所の問題となる。

その場合、事前に被害者の気持ちを聞くなどしているが、その手法については、慎重な配慮が必要となる。その意味から、家庭裁判所には、被害者に関する情報の提供をお願いしたい。

被害者の父親の手記を読んだりすると、特異な事件の場合には、被害者にとって、加害者の精神的な面はどうだったのか、また、その治療はどのようになされたのか等、その状況を聞きたいと思うのが通常だと思う。被害者自身も精神的なショックを受けていると思われるが、被害者に対するサポートについて、メンタル面も含めて見解を聞きたい。

非行の原因と少年の精神面との関係を被害者に説明しているのかということについては、一般には、被害者に対する審判結果通知の際に、理由の要旨も記載しているし、審判の理由を公開している例もあるが、少年としては秘匿してほしいと思うのが通常である。裁判所としては、把握した全てを教えることはできないと思われるが、どの程度明らかにすべきか等については、難しい問題があると思われる。

記録の謄写、閲覧はどのような基準で許可されているのか。非行の動機、犯行の原因が慰謝料の算定等に大きな影響を及ぼす場合もあるだろうし、そういう被害者のニーズに合わないのなら、被害者の権利の保護に欠けるのではないか。

長崎の事件では、新聞等でも報道されていたが、審判結果通知に理由として踏み込んだ内容が書かれていた。重大な事件については、弾力的に運用さ

れているのではないかと思う。

閲覧，謄写の許否に際して念頭においているのは，民事での責任追及の場だと認識している。ただ，事件記録の中には，加害少年の両親に対する心情など生活録が記載された部分もあり，そういう部分まで開示すべきかどうか問題となる。



イ 少年の更生に向けての援助や措置について

家庭裁判所における少年の更生に向けての援助，措置の概要についての説明及び意見交換

説明の概要は以下のとおり

罪を犯したり，罪を犯すおそれのある少年については，警察などで調べを受けた後，家庭裁判所に送致や通告がなされる。家庭裁判所では，これらの少年について調査を行い，非行に陥った少年が健全な生活ができるように，また，再び社会に迷惑を掛けないように立ち直らせることを目的として処分決定がされる。

調査及び審判の過程では，非行に至った経緯や少年の心情も十分に理解したうえで，面接を通じて少年自身に内省を促し，犯した罪の重さを理解させ，再犯抑止につなげられるような教育的な指導（保護的措置）を行っているほか，保護者に対しても，少年の養育責任を自覚させ，非行を防止するために指導や助言（保護者に対する措置）を行っている。

例えば，非行性がさほど進んでいないシンナー吸入等の薬物乱用少年には，医務室の医師や看護師に薬害や保健衛生上の必要な事項について講義してもらったり，無免許運転や交通事故を起こした少年のうち，特に強い問題性のみられない者に対しては，保護者と共に集団で行われる講習に参加させ，無

免許運転の危険性や交通ルールを遵守することの責任等を理解させたりしている。

また、最終の処分を保留して、一定期間（3～4カ月程度）家裁調査官が少年に対する指導や援助を行いながら、その行動を観察する試験観察制度もある。その場合、家裁調査官が少年や保護者を定期的に家庭裁判所に呼んで面接を行ったり、手紙のやり取りをしたり、家庭訪問を行うなどしながら様子を観察する。

在宅のまま観察指導することのほかに、適当な施設、団体、個人に少年を預けて指導してもらい、少年の変化を観察する補導委託という制度がある。少年の中には親から愛情やしつけを十分に受けられなかったり、地域の不良仲間から抜け出せなかったりするために非行を繰り返すといった、周囲の環境に問題があるような場合に、一旦従来の生活の場から少年を切り離して気持ちの安定を図り、併せて環境の改善を働きかけるため、この制度が選択される。当庁で登録している補導委託先としては、農業、飲食店、旅館等の自営業者のほか、老人ホームや保育園等の福祉施設がある。少年たちは、健全な生活を営む人々やその家族のもとで基本的な生活習慣を身につけたり、自らの人間関係の在り方を見つめ直すきっかけを得ている。また、老人ホームや保育園での生活体験を通じて、相手に感謝される喜びを感じ取り、自尊心を回復したり、純真な子供と触れ合う中で自らの素直な心呼び覚ますきっかけを得ている。これらの経験が更生の大きな原動力となり、多くの少年は立ち直っている。補導委託された少年の感想文を参考資料として配布した。

補導委託先が多様であればあるほど少年の資質や環境に応じて適切な処遇選択が可能となるので、委員の方々に適当な補導委託先候補の心当たりがあれば、情報をお寄せいただきたい。

意見交換の概要は以下のとおり

無免許運転の少年が交通講習を受けた後、また繰り返すということはよく

あるのか。

交通講習を受けて再犯が全くなくなるわけではないが、大半の少年は講習を契機にして、再犯していないのが実情である。

少年の更生に向けて、家庭裁判所に期待することについて伺いたい。

裁判所からの説明を聞いて、加害者にしろ被害者にしろ、少年と親との関わりが大切だと感じた。事件を起こす背景には、家庭内でのコミュニケーションが上手くいっていないというのがあると思う。それと、問題を起こした少年の親にペナルティーを与えることはできないのかと、ふと思った。

ペナルティーの話になるかどうかはわからないが、保護者に対する何らかの措置を講じようという動きはあり、庁によっては、「保護者会」という集まりをつくって、グループワーク的手法で保護者に勉強してもらう会を行っているところもある。また、傷ついた者同士が話し合うことで、やり直す意欲を出させる試みをしている庁もある。具体的な事例として、当庁では、調査官の面接の中で、加害者に対し、被害者に謝罪するよう指導したりはしている。

ペナルティーという発想ではなく、加害者になってしまう少年が育ってきた環境に問題があるような気がする。何か起こってから対応するのではなく、普段の取組の中でできることがあるのではないか。裁判所での調査結果などで、出してもいいものがあれば提供してもらい、人権学習などに取り入れられれば有益ではないかと思う。

情報提供の点については、2年くらい前に、重大事件を起こした少年について事例分析した結果が出版物になっているようなので、そういう意味では情報提供になっていると思う。

少年の犯罪に対する取組は、家庭内や社会での教育の中で普段から力を入れて行うべきことだと思う。それと、少年院へ行くと、よけいに悪くなると聞いたことがあるが、実情はどうか。

少年院へ行くと、確かに同じような犯罪を犯した少年がいることから悪の感染ということも考えられ、そういうことがないとは言えないが、統計的にいえば、成人になって再犯する子は10人に2,3人で、ほとんどの子は立ち直ると認識している。

少年院を仮退院すると保護観察所にバトンタッチされるわけだが、4分の1は期間の途中で保護観察解除、つまり、立ち直っており、5割は保護観察期間を無事満了している。保護観察期間が終了するまでに少年院に連れ戻されるのは2,3割となっている。その割合が多いか少ないかはいろいろと意見があると思う。立ち直った子の多くは、審判廷で親が自分のために泣いてくれたことや庇ってくれたことで立ち直りのきっかけを感じており、その後の面会等を通じて親との繋がりを深めているようである。審判廷での親のそのような発言へと持っていく家裁調査官や裁判官の働きかけは、少年の更生にとって大きな意味を持つものと評価できると思う。

5 次回意見交換テーマについて

家事調停に関する事項を意見交換テーマとすることで了承された。

6 次回委員会の開催日時等について

次回委員会を平成17年1月19日(水)午後1時30分～午後4時に開催すること及び次回以降は原則として毎年1月と7月に開催することで、それぞれ了承された。

7 閉会あいさつ(大谷委員長)

- 閉会 -

以上

